

一般社団法人コーポレート機能協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コーポレート機能協会と称する。英文名は Corporate Headquarters Function Association とし、略称は CHFA とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、企業・団体等のコーポレート機能に関する調査及び研究、情報の収集及び提供、人材の育成及び指導等を行うことにより、コーポレート機能の革新を図り、もって日本経済の発展、国民生活の向上及び国際社会への貢献に寄与することを目的とし、その目的に資するため、日本国内及び海外において、次の事業を行う。

- (1) マネジメント及びコーポレート機能に関する調査及び研究とその成果の普及及び提言
- (2) マネジメント及びコーポレート機能に関する情報の収集及び提供
- (3) マネジメント及びコーポレート機能に関する人材の育成及び指導
- (4) マネジメント及びコーポレート機能に関する個別企業等の指導・助言並びに研修の支援及び協力
- (5) マネジメント及びコーポレート機能の高度化に寄与する表彰、資格認定及び普及啓発活動
- (6) 規格適合に拠るシステム及び製品、サービス等に係わる第三者認証及び登録業務サービスの提供
- (7) マネジメント及びコーポレート機能に関するシステム及び製品、サービス等の技術に関する会議、展示会等の開催
- (8) マネジメント及びコーポレート機能に関する共通センターの構築・運営、ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービスの提供
- (9) 政府、自治体、団体等への具申又は答申
- (10) 国内外の関係機関等との連携、交流及び協力

(1 1) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した個人及び法人を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 4 9 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2 年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基金の募集事項及び基金の返還
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、書面又は電磁的方法による議決権行使が認められた場合を除き、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、予め理事会において定めた順位

に従い、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の社員を代理人とすることができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。代表理事が1名の場合は、その者を理事長とし、複数いる場合には、そのうち1人を理事長とする。
- 3 理事の中から、副理事長3人以内を置くことができる。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合、第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議によって定めた額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令に規定する額とする。

(会長及び相談役の設置)

第28条 当法人に会長及び相談役を設置することができる。

- 2 会長は、理事会の決議により選任される。会長は、当法人の業務の執行に関し必要な助言を与えることができる。

- 3 相談役は、学識・職務経験を有する者で、理事が推薦し理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 4 会長及び相談役は理事会が招聘したときは、理事会に出席し、諮問又は意見を述べることができる。ただし、議決には加わらないものとする。

- 5 会長及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 6 その他会長及び相談役に関する事項は、必要に応じて理事会により別途定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、予め理事会において定めた順序

に従い、他の理事が理事会を招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によ

って解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。